

県内労働者の労働時間の現状

県内の労働者は全国平均よりも労働時間が長い一方、給与額は低いというデータがある。労働時間の問題は給与だけにとどまらず、健康管理の面なども含め多くの課題とも関連していく。

労働時間2000時間超

県内の労働者の2014年の労働時間は、一般労働者は2028.0時間、パート労働者は1215.6時間となっている(毎月勤労統計調査より算出)。一般労働者(全国:2020.8時間)、パートタイム労働者(全国:1083.6時間)ともに全国平均の労働時間を上回っている。特にパートタイム労働者は全国平均と比較すると大幅に上回っているのが現状である。

図表1: 県内の多くの産業で長時間労働が続く

産 業	(時間)		(百万円)		
	一般労働者 総実労働時間	パート労働者 総実労働時間	従業者1人あたり給与総額		
			全国	沖縄県	沖縄県-全国
調査産業計	2028.0	1215.6	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	4.11	3.94	-0.18
建設業	2116.8	1393.2	3.41	2.44	-0.97
製造業	2142.0	1444.8	4.27	2.32	-1.95
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1840.8	1423.2	7.39	7.59	0.19
情報通信業	2034.0	1484.4	5.90	3.71	-2.19
運輸業、郵便業	2168.4	1629.6	3.63	2.35	-1.28
卸売業、小売業	2149.2	1334.4	2.89	2.04	-0.85
金融業、保険業	1758.0	1232.4	5.55	4.43	-1.12
不動産業、 物品賃貸業	2246.4	1130.4	3.09	1.70	-1.39
学術研究、 専門・技術サービス業	1938.0	936.0	4.45	2.52	-1.93
宿泊業、 飲食サービス業	2164.8	1111.2	1.23	1.08	-0.15
生活関連サービス業、 娯楽業	2163.6	1300.8	1.93	1.78	-0.16
教育、学習支援業	1809.6	884.4	3.52	2.32	-1.20
医療、福祉	1932.0	1143.6	3.27	3.21	-0.06
複合サービス業	1938.0	1285.2	3.34	2.69	-0.65
サービス業 (他に分類されないもの)	2044.8	1180.8	2.42	1.64	-0.78

(出所) 出勤日数、労働時間等は沖縄県「毎月勤労統計調査」より作成。2014年の数値。従業者1人あたり給与金額は「2012年経済センサス活動調査」より。なお、労働時間は月労働時間を12倍している。毎月勤労統計調査の事業所規模は5人以上の事業所。
※赤字は調査産業計を上回っている産業

さらに、産業別での労働時間においても、県内において2000時間を超過している産業は、9つある。特に「不動産業、物品賃貸業」は2249.2時間と唯一、2200時間台を超えている。

一方、従業者1人あたり給与総額は、ほとんどの産業において全国平均を大きく下回っている状況だ。当然のことではあるが、労働時間が長いからといって、給与が高くなるわけではない。労働者の立場からすれば、長時間労働をしているのにもかかわらず、給与に反映されないという点を不満に思うことも多いかもしれないが、利益率の高い生産性のある業務を行わなければ、給与に反映されることは難しい。

沖縄県が2014年度に実施した「沖縄県労働環境実態調査」によれば県内で働く従業者のうちサービス残業があったと回答した従業者の割合は全体で10.7%となっている。また直近でサービス残業が最も多かった月のサービス残業時間は、全産業平均で21.4時間となっている。県内では長時間労働が慢性化し、一部ではサービス残業も多い実態が垣間見える。

もう少し詳細に見ると…

ただ、産業別ではなく、別の切り口で県内労働者の労働時間を見てみると、若干の違いが浮かび上がる。

男女別で労働時間数を見てみると、全体平均よりも男性は200時間ほど長い一方、女性は200時間ほど短い。つまり、男女間では約400時間、男性が長く働いている状況となっている。男女で大きく時間が異なる理由は、非正規社員の割合が女性のほうが多いからだと推察される。調査時期は異なるが、2012年の労働力調査によれば、男性の非正規社員率は22.2%だが、女性は54.2%に達する。就業時間の短い非正規社員で多くの女性が働いていることで、男女別の労働時間の違いに現れている。

ただ、労働時間の差に大きな影響を与えているのは性別だ

図表 2: 労働時間は男女で差が大きい(沖縄)

(性別)	労働力調査 平均就業時間 (年間)①	毎月労働統計調査 常用労働者月間総実労働時間(年間)			①-②	非正規 社員率 (%) 2012年
		総実労働時間 ②	うち所定内 労働時間③	うち所定外 労働時間④		
全体	2074.8	1776.0	1678.8	97.2	298.8	37.3
男性	2262.0	1948.8	1803.6	145.2	313.2	22.2
女性	1840.8	1611.6	1560.0	51.6	229.2	54.2

(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月労働統計調査」より作成。2014年の数値。
非正規社員率のみ2012年の「労働力調査」の詳細集計より。
※年間労働時間は「労働力調査」の週就業時間を52倍、「毎月労働統計調査」の月労働時間を12倍している。毎月労働統計調査の事業所規模は5人以上の事業所

図表 3: 1週間で60時間以上就業している者の割合

雇用形態・性別	全国 (%)	沖縄 (%)
正規・男性	16.9	13.5
正規・女性	7.5	6.0
非正規・男性	7.1	7.9
非正規・女性	2.1	1.9

(出所) 「就業構造基本調査 2012年」より作成

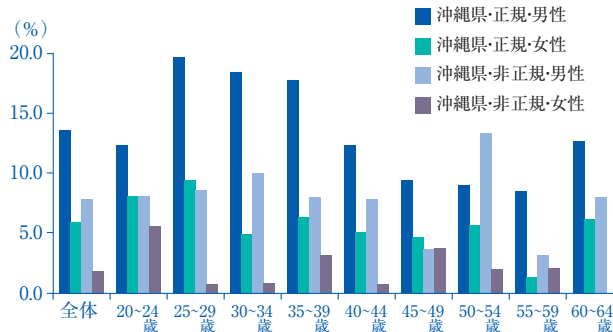
けではない。雇用形態の違いも重要である。

年間200日以上出勤している者のうち、1週間に60時間以上就業している者の割合は図表3のとおりである。週60時間以上働いているということは、法定労働時間より20時間以上も残業をしていると推察され、1カ月に換算すると残業時間が80時間を超える。場合によっては、厚生労働省の過労死認定基準を超えて働いているともいえるのだ。

男性は正規、非正規ともに1週間で60時間以上の就業している者は多いが、県内の正規の女性も6.0%が1週間で60時間以上働いているのだ。さらに、年代別で見ると、長時間労働の割合が多いのは若年層である。特に、県内の25～29歳の正社員男性のうち19.7%が1週間のうち60時間以上就業している。また、30代の正社員男性においても、18%前後が同程度の就業時間となっている。

女性については、正規社員は若年層で就業時間が比較的長いものの、年代が上がるにつれて、徐々に残業時間が減少していく傾向が見られる。また、女性の非正規については20～24歳が5%を超えるものの、それ以外の年代については、残業時間は少ない。

図表 4: 1週間で60時間以上就業している者の割合(沖縄)



(出所) 「就業構造基本調査 2012年」より作成

以上のことから、労働者の労働時間は、性別、雇用形態、年代によって異なる。統計データによれば、「男性・正社員・若年層」が長時間労働を強いられているのである。

労働時間の適正化に向けて

労働時間とメンタルヘルスの不調は大きく関係しているといわれる。全国的な調査ではあるが、1週間で90時間以上働くとメンタルヘルスの不調を感じると回答した割合が37.5%に上る。不調を感じた者の多くは、休職も通院治療もせずに働き続けている一方、結局退職した人も13.3%と1割を超える結果となっている(独立行政法人労働政策研究・研修機構「第2回日本人の就業実態に関する総合調査」結果」2014年を参照)。

上述したように、若年者に長時間労働を強いるのであれば、メンタルヘルスの不調を感じ、最終的には退職する職員も出てくるかもしれない。労働者にとって「売り手市場」となっている今だからこそ、労働時間の適正化に向けた取り組みを行わなければ、社員は退職、転職してしまうであろう。長時間労働の是正は、職員の健康管理の問題でもあるが、同時に優秀な人材を確保していくための必要不可欠な取り組みなのである。

具体的な適正化に向けた方策としては、マネジメントの改善が重要になるであろう。残業に従事している社員にどのようにすれば残業を減らせるかどうかと尋ねた調査結果によれば、「適正な人事配置を行う」(55.6%)、「上司が部下の労働時間を、適切にマネジメントする」(25.7%)、「職場のワーク・ライフ・バランスに対する意識を変える」(24.0%)などとなり、会社・上司のマネジメントに対して不満を持っている傾向が伺える(連合「労働時間に関する調査」2015年)。

これまで日本の一般的な企業は、正社員に対して「職務内容」、「勤務地」、「労働時間」については会社の意向に沿うよう求めてきた(筒井淳也『仕事と家族』)。正社員の長時間労働は当然という風潮も根強い。

しかし、社会が流動化している今日において、正社員なら、長時間労働を強いても定年まで働くという時代ではない。もし、今後も企業として社員に長く働いて欲しいと考えているのであれば、職務や評価を明確化し、労働時間の適正化をはかるといった、企業、上司としての適切なマネジメントが強く求められているといえるのではないだろうか。

(海邦総研地域経済調査部研究員/島田尚徳)